

室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

**1 委託の概要**

(1) 委託名称

室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託

(2) 委託の目的

本市では、平成30年度に室蘭市立地適正化計画及び室蘭市地域公共交通網形成計画を策定しコンパクトなまちづくりを推進しているところであるが、計画策定から5年が経過することを踏まえ、目標の達成状況を確認するとともに、令和2年度の都市再生特別措置法の一部改正を踏まえ、本計画に「防災指針」を追加することを目的とする。

(3) 委託内容

室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託仕様書（以下、仕様書という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月19日まで

**2 担当部局**

担 当：室蘭市都市建設部都市政策推進課

住 所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号（室蘭市役所本庁舎4階）

電 話：0143-25-2592（直通）

F A X：0143-24-2091

e - m a i l：toshikei@city.muroran.lg.jp

**3 提案上限額**

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む額。）

※上記を上回る金額の提案は、失格となるので留意すること。

**4 参加資格**

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に設計委託等「土木設計」で登録がある者。

(2) 北海道内を本店、支店、営業所または出張所の所在地として営業している者。

(3) 過去5年間に、次に掲げる内容の業務実績（共同企業体の場合は代表者としての実績に限る。）がある者。

・公共発注の都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定または改定業務

(4) 次の要件の技術者等を配置できる者。

・技術士（総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」または建設部門「都市及び地方計画」）

・シビルコンサルティングマネジャー（「都市計画及び地方計画」部門）

上記のうち、複数またはいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 公告の日から見積もり合わせ執行日のいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者

指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）
- (8) 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していない者。
- (9) 参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）。

#### ①資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ②人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

#### ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

## 5 参加申込書の提出

- (1) 提出期限： 令和5年5月2日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所： 「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式： 様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数： 1部
- (5) 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）
- (6) 参加資格の確認： 提出された書類を基に「4 参加資格」を満たしていることを確認した場合、参加資格確認通知を交付する。なお、「4 参加資格」を満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

## 6 企画提案の内容

### (1) 基本事項

- ① 本件プロポーザルは、業務における具体的な取組方法や考え方について提案を求めらるものであり、当該業務の成果の一部（業務計画書等）の提出を求めらるものではない。
- ② 募集要領等において示す事項以外の内容を含む企画提案については、無効とする場合があるので注意すること。（本要領のほか、仕様書、様式集、記載要領を総称して「募集要領

等」という。)

- ③ 原則として、本件プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止とする。

## (2) 提案を求めるテーマ

- ① 仕様書を踏まえた業務の進め方に関する独自提案について
- ② 室蘭市立地適正化計画における防災指針の分析手法について
- ③ 室蘭市立地適正化計画の防災指針において必要な防災まちづくりの視点について

## (3) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① 企画提案に係る書類（以下、企画提案書という）は、様式集のとおりとするほか、別添「記載要領」に基づき作成すること。
- ② 企画提案書提出後の修正等は、原則的に認めない。

## 7 募集要領等の配布

- (1) 募集要領等の配布：令和5年5月2日（火）午後5時まで
- (2) 配付方法：室蘭市公式ホームページからのダウンロード又は担当部局による配布

## 8 募集要領等についての質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和5年4月18日（火）午後5時まで
- (2) 受付場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出方法：指定様式に記載の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 回答方法：受理後、令和5年4月25日までに、提出者に電子メール又はFAXで回答するとともに、室蘭市公式ホームページに当該内容を公表する。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和5年5月17日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数：9部（正本1部、副本8部） ※部単位に左上クリップ留めとする。
- (5) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）

## 10 審査の実施

### (1) 基本事項

- ① 企画提案内容の審査を行うため、室蘭市職員で構成する「室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下、選定委員会という）を設置する。
- ② 審査は、企画提案書に基づき行うとともに、選定委員会において企画提案内容に係るヒアリングを行う。
- ③ ヒアリングは、次のとおり行う。（詳細は別途通知）
  - ア. 実施場所：室蘭市役所会議室
  - イ. 実施日程：別途通知（令和5年5月26日（金））
  - ウ. 出席者：原則として、企画提案書に記載された管理技術者及び照査技術者は出席することとするが、やむを得ない理由により参加できない場合は、その旨を担当部局に事前に連絡すること。出席者数は4名以内とする。

エ. 注意事項： ヒアリングにおける説明については、企画提案書の記載内容に限定する。ただし、必要に応じ、説明を簡潔に行うためのパワーポイント資料の配布を認める（この場合、9部用意・持参し、担当部局職員に提出すること）。

なお、内容の追加等は認めないので注意すること。説明時間は概ね20分程度、委員からの質疑応答は概ね10分程度を予定。

スクリーン及びプロジェクターは市で用意するが、パソコン等その他必要なものは各自が用意すること。

④ 審査結果は、書面により全参加者に通知するとともに、室蘭市公式ホームページに当該内容を公表する。なお、選定結果に対する異議は一切受け付けない。

⑤ 事前の申し出により、ヒアリングをWeb会議方式（zoom等）にて実施することも可能とする。

## (2) 審査方法

① 審査は、企画提案内容及び提案価格を総合的に評価する。

② 審査項目等は、以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
会社の業務実績	・公共発注業務における都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定または改定業務の実績件数	30
実施体制及び予定技術者の技術力	・管理技術者及び主たる担当技術者の保有資格 ・管理技術者及び主たる担当技術者の都市計画分野の従事期間 ・管理技術者及び主たる担当技術者の立地適正化計画策定（法定協議会発注を含む）業務の実績件数 ・管理技術者及び主たる担当技術者の手持ち業務件数	
技術提案	・6（2）に示す3つのテーマに対する提案内容	60
価格評価	・最低提案価格を最高評価とし、それ以降は「最低提案価格÷提案価格」×配点で算出	10
合 計		100

## 11 契約方法等について

### (1) 契約の締結

① 最も評価点が高い者を優先交渉権者とする。市長は優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方として契約手続きを行う。

② 契約金額は、「3 提案上限額」に示した額の範囲内とする。

③ 優先交渉権者が辞退その他の理由により契約締結できない場合は、次点者と契約手続きを行うこととする。

### (2) 支払い条件

室蘭市契約規則及び室蘭市業務委託契約約款に従う。

## 12 その他

(1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は計量法によるものとする。

(2) 提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。

- (3) 参加表明書及び企画提案書提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、その旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 企画提案書提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 企画提案書提出後は、原則として記載した配置技術者は変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、書面によりその旨を申し出て、同等以上の技術者を配置することとし市の承諾を得なければならない。
- (6) 次の各号に該当した場合、参加を無効とする。
- ① 企画提案書等が提出期限までに提出されない場合
  - ② 企画提案書に虚偽の記載をした場合
  - ③ 審査委員を含む本件プロポーザル関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ④ その他本要領の定め反した場合
- (7) 企画提案書の著作権は、原則として当該作成者に帰属するが、優先交渉権者として選定された場合は原則として公開する。また、参加者の企画提案書については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表、その他本件プロポーザルに関する業務以外に参加者に無断で公表しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 募集要領等に記載する事項については、企画提案書の提出をもって承諾したものとする。
- (9) 本委託業務の遂行にあたり、北海道との協議資料の作成を必要に応じて依頼することがあるため、発注者と協議の上作成するものとする。

### 13 プロポーザル全体の日程（予定）

日程（予定）	内容
令和5年4月18日（火）午後5時まで	質問受付期限
令和5年5月2日（火）午後5時まで	参加申込書提出期限
令和5年5月17日（水）午後5時まで	企画提案書提出期限
令和5年5月26日（金）	選定委員会によるヒアリング
令和5年5月下旬	結果通知